

平成28年第2回定例会会議録目次

1	議席の指定	4
2	会議録署名議員の指名	4
3	会期の決定	5
4	選挙第1号 議長選挙	5
5	行政報告	6
6	議案第9号 多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	8
7	議案第10号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	10
8	議案第11号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
9	議案第12号 多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	13
10	議案第13号 平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について	15
11	議案第14号 平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	35
12	議案第15号 多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について	36

平成28年 第2回定例会

10月25日(火)

平成28年多摩六都科学館組合議会
第2回定例会会議録

○期 日 平成28年10月25日(火)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番 日向美砂子君

2番 佐藤徹君

3番 村山淳子君

4番 朝木直子君

5番 斉藤実君

6番 西畑春政君

7番 白石玲子君

8番 永田雅子君

9番 小林たつや君

10番 大林光昭君

○出席説明員

管理者 丸山浩一君

監査委員 高木保男君

会計
管理者 白井清美君

事務局長 宮寺勝美君

事務局長
次 神田正彦君

管理課長
補佐 豊田和徳君

○議会職員出席者

書記 内海謙一君

書記 星智加子君

○議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第1号 議長選挙
- 第5 行政報告
- 第6 議案第9号 多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第10号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第11号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第12号 多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第13号 平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第14号 平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第15号 多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について

平成28年多摩六都科学館組合議会第2回定例会

平成28年10月25日（火）午前10時02分開会

○副議長（村山淳子君） おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

開会前に事務局から資料説明等がございますので、発言を許可します。

事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） まず、本日は、定例会閉会後に行政視察についてなどを御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議会が早く終わりましたら、秋の特別企画展「キトラ古墳が語るもの」をごらんいただけるように御用意いたしておりますので、お時間がございましたら御案内させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の定例会の配付資料について御確認をお願いいたします。本日の議事日程と右側に配付資料一覧、資料は資料1と資料9を用意してございます。資料1については、行政報告関係資料として例月の出納検査の結果及び定期監査の結果についての資料、資料9につきましては、科学館の利用者・駐車場利用台数、利用料金などの集計表を御用意してございます。資料2の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表から資料7の指定管理者候補者選定委員会審査報告書につきましては、事前に送付済みでございます。また、参考資料1として、多摩六都科学館広報用チラシ、「ロクトニュース」、催し物の案内などをお配りいたしてございます。不足等はございませんでしょうか。

副議長、ありがとうございます。

○副議長（村山淳子君） それでは、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を開会いたします。

○副議長（村山淳子君） 御報告いたします。

小平市から選出されておりました磯山亮議員におかれましては、平成28年6月29日付で一身上の都合により組合議会議員を辞職したい旨の辞職願が副議長宛てに提出され、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたことを御報告申し上げます。

また、それに伴いまして、多摩六都科学館組合同規約第8条第2項の規定に基づき、組合議長職も辞職されることとなります。そのため、本議会において議長選挙を行い、議長が決定

するまでの間、多摩六都科学館組合規約第8条第3項の規定に基づき、副議長が議長の職務を行うこととなりますので、議事運営に御協力のほどお願い申し上げます。

では、新たに小平市議会より選出され、組合議員となりました日向美砂子議員より御挨拶をお願いいたします。

○日向美砂子君 皆様、おはようございます。小平市議会から参りました日向美砂子と申します。

会派の数の関係でちょっと今回異動がありました。途中からの参加になりますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

○副議長（村山淳子君） ここで、管理者より御挨拶をいただきたいと存じます。

○管理者（丸山浩一君） おはようございます。多摩六都科学館組合管理者の西東京市長の丸山でございます。

本日は、組合議会議員の皆様には大変お忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

多摩六都科学館も、平成24年度に指定管理者に移行して既に4年6カ月が経過したところでございます。幸い、指定管理者による科学館の運営も順調に行われております。また、昨年7月から運用開始いたしました新しい駐車場の効果も含め、平成27年度は過去最高の入館者数を記録し、本年度も4月以降非常に好調な入館者数を記録しております。今年度予定しております館庭西側のバス転回場所の整備につきましては、間もなく完成する予定となっております。

今後とも、多くの方に御利用いただける科学館を目指して努力してまいりますので、組合議会議員の皆様におかれましても特段の御協力をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副議長（村山淳子君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○副議長（村山淳子君） 日程第1「議席の指定」を行います。

新しく組合議員になられました日向議員の議席は、多摩六都科学館組合議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○副議長（村山淳子君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第9番 小林

たつや議員、第1番 日向美砂子議員を指名いたします。

○副議長（村山淳子君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村山淳子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○副議長（村山淳子君） 休憩を閉じて再開いたします。

○副議長（村山淳子君） 日程第4「選挙第1号 議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村山淳子君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村山淳子君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は副議長において指名することに決しました。

議長に2番 佐藤徹議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました2番 佐藤徹議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（村山淳子君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2番佐藤徹議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤徹議員が議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました2番佐藤議員に議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 皆さん、おはようございます。小平市議会の佐藤徹でございます。

今、議長に選出をいただきましたので、残りの任期までしっかりと頑張っていきたいと思いますので、皆様、御協力をひとつよろしくお願い申し上げます。

○副議長（村山淳子君） ありがとうございます。

それでは、佐藤議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（佐藤 徹君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（佐藤 徹君） 日程第5「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

平成28年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて御報告申し上げます。

最初に、入館者等の状況について御報告いたします。数字等に関しましては、資料9を見ていただければと思います。

平成28年4月から9月までの6カ月間の入館者は14万6,548人で、前年と比較いたしますと1万687人、率にいたしますと7.9%の増となっており、7月から9月までの各月とも月間の最多入館者数となっております。4月から9月までの駐車場の利用台数は2万6,241台で、前年度比5,689台、率にしますと27.7%の増となっております。入館者数、駐車台数の増につきましては、季節に応じた企画やイベント等を数多く実施し、好評をいただいたものと考

えております。

次に、9月20日に実施いたしました定期監査、例月出納検査、決算審査について御報告申し上げます。定期監査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第2条第1項の規定に基づき、平成28年4月から8月までの財務に関する事務の執行状況の監査でございます。例月出納検査は、同監査委員条例第4条の規定に基づく、平成28年6月から8月までの各月の現金出納事務についての検査でございます。また、平成27年度の一般会計歳入歳出決算審査もあわせて実施しております。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

次に、管理運営状況でございますが、事業実施、施設設備管理、自主事業等におきまして良好な管理運営を行っているところでございます。実施事業につきましては、春休みからゴールデンウィークにかけて特別展「ワンダービュート～ひきつけあい、踊りつづける小さな世界～」を実施し、7月から8月には夏の特別企画展として「ロクト大昆虫展2016」を開催いたしました。夏休みには、恐竜をテーマとした大型映像との相乗効果で、期間中7万人もの利用者の方があり、開館以来最高の集客数となりました。

夏休み期間中には、多摩北部広域子ども体験塾として、西武鉄道の車両を借り切って多摩六都圏域の魅力を探る「たまろくトレイン探検隊」を4回実施し、各回約60人のお子さんが参加しております。これは西武鉄道の多大な御協力をいただきまして実現できたもので、特に指定管理者の努力で圏域の企業・研究機関との連携がより一層進んでおり、東久留米市のグロブライドによる釣りの野外活動や、シチズン時計の時計づくり教室などは、毎回定員の10倍以上の申し込みがあるほど人気のプログラムとなっています。

昨年7月に完成した東側の駐車場は順調に稼働しており、13カ月で約5万台の御利用がございました。これは、過去の年間利用台数の2倍以上に当たります。今後の予定でございますが、館庭の西側に西東京市のコミュニティバスの停留場を設ける工事を行っており、今年中に完成する予定でございます。このはなバスについては、今年の4月から田無駅から科学館を経由して花小金井駅までの乗り入れが実現しており、科学館の新たな足として多くの方に御利用いただいております。

最後に、現在、多摩六都科学館の利用者数は、次々と過去最高の記録を塗り替えて順調に推移しております。組合といたしましても、指定管理者と協力してより一層地域との連携を図り、多くの方に御利用いただき、楽しんでもらえる科学館を目指してまいります。

組合議員の皆様には、引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますよ

うお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） 報告を終わります。

行政報告に対する質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 行政報告に対する質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終わります。

○議長（佐藤 徹君） 日程第6「議案第9号 多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第9号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の改正等に伴い、多摩六都科学館組合人事行政の運営等の公表事項に関し、規定の整備を行う必要があるため、御提案をするものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） それでは、議案第9号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表について、関連する規定の整備を行うものでございます。

恐れ入ります。お手元に配付いたしました資料2「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表」をごらんいただきたいと思います。

第3条でございます。地方公務員法の改正に伴い、任命権者が報告しなければならない事項に、第2号として「職員の人事評価の状況」を追加し、第5号として「職員の休業に関する状況」を追加し、第8号として「職員の退職管理の状況」を追加するものでございます。

同じく第3条でございます。地方公務員法の改正に伴い、現行の第6号「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を「職員の研修の状況」とし、第9号に改めるものでございます。

同じく第3条でございます。新たに報告事項を追加したことによりまして、現行の第2号「職員の給与の状況」を第3号に改め、現行の第3号「職員の勤務時間その他の勤務条件の

状況」を第4号に改め、現行の第4号「職員の分限及び懲戒処分の状況」を第6号に改め、現行の第5号「職員のサービスの状況」を第7号に改め、現行の第7号「職員の福祉及び利益の保護の状況」を第10号に改め、現行の第8号「職員の競争試験及び選考の状況」を第11号に改め、現行の第9号「その他管理者が必要と認める事項」を第12号に改めるものでございます。

次に、第5条でございます。行政不服審査法の改正に伴い、第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は。西畑議員。

○6番（西畑春政君） 今回の改正の中で人事評価の状況というのがございますけれども、この人事評価の狙いについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 人事評価の狙いということですが、職員がその職務を遂行するに当たりまして、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入して、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするというものでございます。

○議長（佐藤 徹君） 西畑議員。

○6番（西畑春政君） ありがとうございます。それで、今も答弁がございましたように、人事評価制度が法律上位置付けられたということでございます。また、導入の促進が言われているわけがございますけれども、人事評価制度の構築についてどういうふうにご考えておられるかお伺いをいたします。

○議長（佐藤 徹君） 宮寺事務局長。

○事務局長（宮寺勝美君） 人事評価につきましては、能力、業績の両面から評価をするというもので、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより、客観性等を確保して人材育成にも活用するというものでございます。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「多摩六都科学館組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第7「議案第10号 多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第10号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正されたことに伴い、西東京市の勤務条件に準拠している多摩六都科学館組合職員の特別休暇の見直しを行い、関連する規定を整備する必要があるため、御提案をするものであります。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） それでは、議案第10号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の改正、特別休暇の範囲の拡充及び学校教育法の一部改正に伴い、関連する規定を整備するものでございます。

恐れ入ります。お手元に配付いたしました資料3「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表」をごらんください。

第1条でございます。地方公務員法の改正に伴い、根拠となる引用条文に改正があったた

め、関係する規定を整備するものでございます。

次に、別表第2でございます。2の項「骨髄液提供休暇」でございます。特別休暇の事由として定めている「骨髄液提供休暇」を「骨髄液等提供休暇」に改め、骨髄移植に加えて末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合も対象とするものでございます。

別表第2の11の項「子の看護休暇」でございます。学校教育法の改正に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことから、規定を整備するものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号「多摩六都科学館組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第8「議案第11号 多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第11号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の改正等に伴い、多摩六都科学館組合職員の給料表に関連する規定を整備する必要があるため、御提案をするものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） それでは、議案第11号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。

恐れ入ります。お手元に配付いたしました資料4「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例新旧対照表」をごらんください。

第1条でございます。地方公務員法の改正に伴い、根拠となる引用条文に改正があったため、関係する規定の整備を行うものでございます。

次に、第4条第2項でございます。地方公務員法の改正に伴い、給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務内容が条例規定事項となったため、必要な規定の整備を行うものでございます。

第4条第3項でございます。第4条第2項と同様の理由により、必要な規定の整備を行うものでございます。

次に、第5条第2項でございます。これも第4条第2項と同様に、給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務内容が条例規定事項となったことに伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

第5条第10項については、文言の修正でございます。

次に、第13条第3項第2号でございます。改正後の第4条第2項において別表第2を加えるため、現行の「別表第2」を「別表第3」に改めるものでございます。

次に、第25条の3第2項でございます。行政不服審査法の施行に伴い、引用文に改正があったため、関係する規定を整備するものでございます。

次に、別表第2でございます。地方公務員法の改正に伴い、給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務内容が条例規定事項となったことに伴い、別表第2のとおり規定するものでございます。

次に、別表第3でございます。改正後の第4条第2項において別表第2を加えることに伴

い、現行の「別表第2」を「別表第3」に改めるものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第9「議案第12号 多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第12号「多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等の規定を整備する必要があるため、御提案をするものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） それでは、議案第12号「多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、労働者災害補償法施行令の一部改正に合わせ、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。

恐れ入ります。お手元に配付いたしました資料5「多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表」をごらんください。

附則第5条でございます。この条例による公務災害補償とほかの法令による給付との調整に関する規定の改正でございます。

まず、附則第5条第1項の表では、同一の事由について、公務災害補償としての傷病補償年金と厚生年金保険法による障害厚生年金等があわせて支給される場合の傷病補償年金の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

次に、第2項の表では、同一の事由について、公務災害補償としての休業補償と厚生年金保険法による障害厚生年金等があわせて支給される場合の休業補償の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるものでございます。

次に、今回の一部改正条例の附則でございます。本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号「多摩六都科学館組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第10「議案第13号 平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第13号「平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） それでは、議案第13号「平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算」につきまして、管理者に補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の1ページをお願いいたします。本決算は、歳入歳出予算現額4億7,614万7,000円に対しまして、歳入決算額4億7,621万4,515円、歳出決算額4億6,881万6,107円でございます。歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額は同額で、739万8,408円となっております。

内容の説明につきましては、恐縮ではございますが、主なものについての説明とさせていただきます。

事項別明細書12ページ、13ページをお願いいたします。第1款分担金及び負担金は、当初予算額3億8,200万円、調定額、収入済額とも同額となっております。

なお、13ページの備考欄に構成市別の負担金額がございますので、御参照をお願いいたします。

第2款使用料及び手数料は、当初予算額22万3,000円に対し、収入済額22万3,524円で、自動販売機の設置使用料でございます。

第3款財産収入は、予算現額1万8,000円に対し、収入済額は8万5,100円、内訳は基金の利子収入及び著作権収入でございます。

14、15ページをお願いいたします。第5款繰入金は、当初予算額1億1,290万1,000円に

3,483万4,000円を減額補正し、予算現額7,806万7,000円に対し、調定額、収入済額とも同額となっております。

第6款繰越金は、1,002万3,000円を増額補正し、予算現額1,052万3,000円に対し、調定額、収入済額とも1,052万3,255円となっております。これは前年度、平成26年度の決算剰余金によるものでございます。

第7款諸収入、第2項雑入は528万円を増額補正し、予算現額531万4,000円に対して、収入済額は531万5,636円となっております。これは、平成26年度の指定管理者利用料金還元金による増が主なものでございます。

以上の結果、歳入は、当初予算額4億9,568万3,000円に1,953万6,000円を減額補正し、予算現額4億7,614万7,000円に対し、調定額、収入済額とも4億7,621万4,515円となっております。

続きまして、歳出でございます。

16、17ページをお願いいたします。第1款議会費は、予算現額163万6,000円に対し、支出済額146万3,898円、不用額17万2,102円となり、執行率は89.5%となっております。

第2款総務費は、当初予算額1億1,654万5,000円に1,046万4,000円を増額補正し、予算現額1億2,700万9,000円に対し、支出済額は1億2,099万3,665円、不用額601万5,335円で、執行率は95.3%となっております。不用額は、第1項第1目一般管理費の需用費や工事請負費などが主なものでございます。

18、19ページをお願いいたします。第11節需用費は、支出済額1,489万7,620円で、修繕料が主な内容となっております。

第13節委託料は、支出済額535万9,284円で、主な内容は、組合事務室のネットワーク保守管理業務、多摩六都科学館劣化診断及び修繕計画策定業務などでございます。

第15節工事請負費は、支出済額1,435万1,850円で、主な内容は、エレベーター2号機老朽化及び安全対策工事などでございます。

第25節積立金でございますが、財政調整基金につきましては、平成26年度の決算剰余金の2分の1相当分、施設整備基金につきましては、指定管理者利用料金還元金を積み立てております。

20、21ページをお願いいたします。続きまして、第3款事業費でございますが、当初予算額3億7,387万4,000円に3,000万円を減額補正し、予算現額3億4,387万4,000円に対し、支出済額が3億4,379万8,544円、不用額は7万5,456円、執行率100%となっております。

事業費の主な内容は、第1項第1目運営事業費、第13節委託料の指定管理者業務と第2目建設事業費の第15節工事請負費の駐車場整備工事でございます。

第4款公債費につきましては、駐車場用地購入のため借り入れた東京都区市町村振興基金の償還利子の第2年次分でございます。

第5款予備費につきましては、支出はございません。

以上の結果、歳出合計は、当初予算額4億9,568万3,000円に1,953万6,000円の減額補正により予算現額4億7,614万7,000円となり、これに対し支出済額は4億6,881万6,107円、不用額は733万893円で、執行率は98.5%となっております。

22ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が4億7,621万4,515円、歳出総額が4億6,881万6,107円、歳入歳出差引残額が739万8,408円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も739万8,408円となっております。

24、25ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。3の基金につきましては、平成27年度末において、財政調整基金が7,212万8,209円、施設整備基金が6,096万5,253円となっております。前年度に比較し、財政調整基金は20.9%の減、施設整備基金は21.1%の減となっております。施設整備基金の減は駐車場整備事業の財源に充当したものでございます。

以上、雑駁ではございますが、平成27年度決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。監査委員 高木保男さん。

○監査委員（高木保男君） それでは、平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算審査について報告いたします。

平成27年度の決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成28年9月20日に多摩六都科学館組合202会議室で実施いたしました。

管理者から提出された「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」をもとに、地方自治法第2条第14項の規定の趣旨と予算議決の精神に基づき、計数の正確性の検証を行いました。さらに、法令に基づいて予算が適正に執行されたか、基金の管理が適正になされているかなど関係書類と照合し、会計管理者出席のもとに必要な事項は職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付されました平成27年度歳入歳出決算及び附属書類は法令に準拠して作成されており、誤りや不適切な点は認められないことを確認いたしましたので、その結果につきまして、ここに御報告申し上げます。

平成27年度は、利用者数が過去最高となる23万7,000人余りとなり、昨年度より3万人余り増えております。このように年々高まっている集客力は、多くの関係者の方々の御支援と御協力のたまものによると考えられますが、4年目となる指定管理者の管理運営が、この地域に根差した広がりと着実性をあらわすものであるとともに、利用者サービスの向上に不断の努力を払った結果であると考えられます。

歳入では、最も大きな割合を占める分担金及び負担金が前年度と同額の3億8,200万円となっております。財政調整基金からの繰り入れなどにより、分担金及び負担金の増を極力抑制することに努められたものとなっております。諸収入では、前年度、平成26年度分の利用料金還元金として528万円を歳入しております。

歳出では、平成25年度に購入した東側隣地の駐車場の整備が完了しており、工事費等の支出については適切に行われておりました。

施設整備に関しては、科学館が築22年を経過し老朽化が進行している状況で、大規模な修繕の必要性が高まってきております。安全を第一とした施設利用のため、適切な保守管理を行うとともに、計画的な施設保全や、施設整備基金の安定的な確保についても取り組まれていくことを望みます。

不用額について精査したところ、合計で733万円ほどありましたが、業務効率化等による職員手当の減、需用費における修繕費の保留分、工事請負費における契約差金などによるものであります。

今後、科学館を取り巻く環境は、厳しい財政状態に加え、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来などさまざまな課題が存在しております。これからも科学館の行政サービスを適切かつ継続的に供給できるよう安定的な経営環境の整備に取り組まれ、指定管理者との協働のもと、地域のための科学館として、多摩六都圏域市民のニーズに合った事業が展開されることを望みます。

以上で、平成27年度決算の決算審査報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） 監査委員の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、日向議員。

○1番（日向美砂子君） 幾つか質問させていただきます。

まず、雑入のところ指定管理者利用料金還元金ということなんですが、皆さんは多分御存じなんだと思いますけれども、この還元金の金額がどういう形で出てくるかということ

まず教えていただきたいと思います。

その上で、決算審査意見書についてというところの、いただいた資料の中の3ページに、指定管理者は大変御努力いただいて来場者もどんどん増えているということで、大変すばらしくお仕事をいただいているというふうには認識しているんですけども、料金の還元金が前年比では減となっていて、これは消費税の関係で料金を変えなかったということで御説明があるんですけども、決算を受けてこの辺のところを今後どういうふうを考えていくかということを教えてください。それが2つ目の質問です。

あと、施設の修繕を幾つかしていると思うんですが、施設の積立基金のことも関係あるんですけども、その基金残高について、将来的な建物の修繕計画とあわせて基金についての考え方を、決算が終わった後でということなので今後についての考え方をお聞きできればと思います。以上、3つです。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） それでは、まず1点目の指定管理者の利用料金還元金について御説明をいたします。指定管理者の利用料金の還元金につきましては、毎年、指定管理者との年度協定におきまして、その額及び還元率を定めております。基準になる額でございますが、基本的には9,000万円。ただし、現在、科学館の利用料金の消費税増税を抑えておりますので、その分指定管理者が負担している分がございます。それを勘案いたしまして、現在は基準額を1億円としております。1億円を超えた部分の30%を組合への還元金としていただくということにしております。

前年度の決算との比較で減少した分というのは、そちらの消費税の増額に関する部分で差が出たということになってまいります。この利用料金を今後どうするかということについて、やはり少しでも組合への還元金を増やしていきたいという考えがございまして、現在、次期指定管理者との仮協定の中では、基準額を超える部分の30%を今後は35%とするということで仮協定の中で合意をしております。

最後に、基金残高に対する今後の考え方でございますが、まず財政調整基金につきましては、組合の財政規模から申し上げまして、やはりある一定程度確保しておく必要がございます。ただし、これも過剰な額にならないよう十分注意しながら運営を行っていきたくております。

また、施設整備基金につきましては、今後の大規模改修の貴重な原資となるものでございますので、こちらについては極力計画的に積み立てを行う一方、その取り崩しに当たりまし

ても、今後、施設整備の計画的な執行に伴いまして適正に管理していきたいと思っております。なお、両基金につきましても定期預金等を通じて運用を図っておりますが、このような形で少しでも基金については額を保っていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 日向議員。

○1番（日向美砂子君） ありがとうございます。還元金のところはよくわかりました。そうすると、来場者が増えていくことで還元金も増えていくことにつながるということだと理解いたしました。

それで、利用料金のほうは、利用者というか、各市民の方にも影響することですので引き上げなかったということなんですけれども、この辺については御答弁からすると変えずに行くという方向性でいいのでしょうか。本当は予算のところに出ているのだと思いますけれども、途中からなのでちょっと確認ということも含めて、再質問は1つだけさせていただきます。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 利用者からいただいております利用料金につきましては、本来的にはやはり利用者によるその消費税分を御負担いただくというのが税制の趣旨でございますので、将来的には使用料を改定いたしまして対応していきたいと思っております。現在、消費税の税率につきましては8%でございますが、今後、10%に増税される予定がございますので、その増税のタイミングに合わせて、また皆様の御意見を伺いながら決めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございませんか。永田議員。

○8番（永田雅子君） 何点か質問させていただきたいと思っております。

まず歳入の部分なんですけれども、歳入で大きな割合となっている負担金について、これから来年度の予算編成をするに当たってどういうお考えを持っているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、来場者も増えて駐車場の利用率も上がっているということで、これはよかったと思っておりますけれども、一方で、自家用車じゃなくて公共交通機関を使っている方ももちろん多いと思うんです。そういう中で、いつも何度もこの話をさせていただくんですけれども、東久留米市の場合は、地域によってはこちらに来るに当たってとても不便な場所があるんですね。前は、イオンが誘致される際にそのイオンバス、要するに西武バスですかね、それと交渉をしていただくようなお話があったと思うんですけれども、公共交通の

充実について具体的に今お話が進められているのかということ伺いたと思います。

それと、今、消費税10%のときに使用料などの改定をしていきたいというようなお話があったんですけども、逆に考えれば、現時点の、例えば来年度についてそういった利用者負担というのは考えていないということによろしいのかということ伺いたと思います。

それと、施設整備なんです。今回はエレベーターの2号機などを修繕されたということで、前回の議会のときに、そういった修繕については補助が何か適用されるんでしょうかと伺ったところ、修繕に関しては補助はないというようなお話があったと思います。一方で、大規模改造もこれから予定されていくだろうということになりますと、大規模改造に当たっては都の補助なんかは、素人でよくわからないんですけども、物によっては適用される可能性もあるんじゃないかと思うんですけども、現時点でそれについてどういうふう考えていらっしゃるのか伺いたと思います。以上です。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） では、まず負担金についてですけども、平成29年度につきましては、基本的には平成28年度と同額の負担金でお願いしたいと思っております。ただ、5年に1度の国勢調査がございまして、平成27年国勢調査の結果がこの10月に出ますので、それに伴いまして、各市の人口割の案分率が若干変わってまいります。

続きまして、公共交通機関の充実にかかわる問題についてですけども、現在、イオンからのバスについても、やはり道路の関係で大型バスがこちらのほうに通行できないという課題がございました。ただ、一部に道路の開通の見通しが立ってきているという情報がございまして、その辺の情報収集も進めながら、バス会社とも交渉を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の利用料金なんですが、来年度につきましては現状の消費税が維持されますので、現行と同じ料金で考えております。

4点目の大規模修繕にかかわる補助に関する御質問ですが、これについては今後、施設の長寿命化に当たってそのような補助が受けられる可能性がないかどうか、やはりこれも情報収集を進めながら探ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 永田議員。

○8番（永田雅子君） 今の御答弁でわかりました。これは要望なんですけれども、東久留米からこちらに来ることについては、ぜひ引き続きイオンさんなんか——イオンに限定するわけではないんですけども、交渉を続けていっていただきたいと思っております。

それと、大規模改造の折に、私は、使える補助というのを本当に探していただいて、少しでも負担がかからないように取り組みを強めていただきたいというふうに思います。そこを強くお願いいたしまして、また経過については伺ってまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） それでは、3点伺いたいと思います。

1点目は、以前にも会議の際に御説明や資料などもいただいておりますけれども、耐震の関係です。利用者の方がたくさんお見えになるということで、その安全確保というのは非常に重要な問題だと思っておりますので、その点について現状と、それからまた、今後の御予定があれば教えていただきたいと思います。

2点目につきましては、研修でございます。これだけの内容の事業展開ができるということは、やはり人材が非常に豊富である——というとおかしいですけれども、資源となるものが、人の面、それから事業に関しますいろんな素材の関係でも非常に充実しているということでございます。ただ、これからもいろいろな発展をしていくためには研修ということがやはり欠かせないと思っておりますので、その点についてはどのような予定を立てていらっしゃるのか。また、これまでも説明をいただいておりますが、その中でいろいろと検証結果として出ているものは何かということについて伺いたいと思います。

3点目につきましては、こうした博物館的というか、社会教育に資するところにつきましては、研究の蓄積というものが重要かと思っております。そういう意味では、指定管理者の導入に伴ってそれなりの事業展開は非常に豊富に行われておりますし、その点の評価は大変しておりますけれども、一方では、やはり研究の蓄積については、これだけの事業展開をされていらっしゃるのになかなか難しい面もおありかと思っております。ただ、その点につきましても、先ほどの研修というところにも重なりますけれども、今後を見据えてやはり御努力していらっしゃると思っておりますので、その点についてお話しいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、1点目の耐震にかかわる安全対策でございますが、この建物自体は建築基準法にのっとり耐震基準をクリアしておりますのでよろしいんですが、設備的なもので一部新しい建築基準法等に適合していない部分がありました。具体的に申し上げますとエレベーターになります。

エレベーターについては、平成27年度から老朽化と安全対策工事ということで、建築基準法等に対応した安全基準を満たすような改修工事を行っております。具体的に申し上げますと、地震があったときに直ちに最寄り階に停止して扉があくこととか、停電した事態でもそのようなことができる。あるいは、扉があいたまま走行しないなどといった、最近のエレベーター事故に鑑みた安全措置がとられております。これは、3基あるエレベーターを順次改修工事で修繕・改修していくということでございます。

続きまして、人材の育成という観点では、指定管理者のほうで専門的な研修等を行う中で、学芸員等のスキルを磨くということを常に行っております。また、現在の科学館は博物館類似施設ということでございますが、これを博物館相当施設という施設に変えていこうと考えております。これは、いわゆる博物館法に適合した施設ということで、人材、設備等を含めた一定の基準をクリアしたところに持っていくという考え方でございます。それにあわせて、先ほどの研修制度なども構築していくということになろうかと思えます。

続いて、最後の研究の蓄積というところですが、これも今申し上げたことにかかわりますが、博物館相当施設ということになりますと一定の社会的責任が生じますので、お預かりしているさまざまな資料等について適切な保管と研究保護といったことをしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） 御答弁ありがとうございます。耐震の関係なんですけれども、先日、新座のほうで大きな事故がありまして、電源がとまってしまうという事故もございました。それは、やはりそれぞれの個別の施設が悪いわけではなくて、もともとのところのインフラの関係なんですけれども、そういった面では、もし何らかの形で新座の事故のように電源が落ちてしまうとか、そういった状況が起こったときには、この館の中は非常に電気系統の関係では大変多く使われておりますので、そういった危機管理についてはどういうふうな対応を考えていらっしゃるのかということも1点伺いたいと思います。

それから、2番目なんですけれども、前にもお伺いしたと思えますけれども、学芸員の方について伺いたいと思います。今、正規の学芸員の方がどれだけいらして、そしてまた、専門的な分野だと思えますけれども、非正規の方がどれだけいらっしゃるのか。細かいところにつきましては大変だと思えますので、概要で構いませんので教えていただければというふうに思います。

それから、博物館類似施設から相当施設に昇格していくということは、私は本当に志とし

ても大変重要なところだと思っています。その点につきましても、今の指定管理者の姿勢と、そしてまた事務局の姿勢を大変評価したいと思っておりますけれども、今後、それに向けて具体的にはどのようなプログラム、ロードマップというものを描いていらっしゃるのか伺えればと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） この科学館の電源につきましては高圧電源を引き込んでおりまして、それを屋上のキュービクルと呼ばれている電源設備で館内に配電をしております。万が一受電設備が破損した場合、あるいは外からの高圧電源が遮断された場合については、まずPASという装置で入口のところでカットできるようになっております。ですから、地区全体の停電の影響を受けにくい、あるいはこの科学館が原因で地区への停電などの事故を広げさせないというような装置がございます。

ただ、こちらについてもちょっと老朽化が見られておりますので、これもなるべく早いうちに対策を行っていくべきものと考えております。また、非常用の発電機がございますので、万が一の際には、まずお客様の安全にかかわる部分については電源を確保しております。また、個々のプラネタリウムといった精密機械については非常用のバッテリーがございますので、急な停電にも対応できるようになっております。

続きまして、学芸員の人数でございますが、こちらは指定管理者の雇用になりますので、雇用形態についての詳細はわかりかねるところがございますが、全体では10人前後の学芸員がいるというふうに報告されております。その中には、契約社員であったり、臨時職員であったりといった方々が含まれているものと思われま

す。最後に、相当施設への申請にかかわる部分ですが、早ければ来年の4月からというところで東京都の担当の方に御相談をしております。これは東京都の教育委員会が認定をするところになっておりますので、事前相談の段階では多摩六都科学館の事業内容、実績から見て問題なくいけるのではないかとというふうに御指導いただいておりますが、早ければ来年の4月から、遅くともこの1～2年の間には相当施設にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 白石議員。

○7番（白石玲子君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。いざというときの危機管理に関しましては、電源については確保されているということで安心いたしました。いずれにしても、万が一のときには利用者の方々の安全な誘導が求められるかと思っておりますので、その

点についての対応もしていらっしゃるということだと考えております。

それから、2番目の専門員のことはわかりました。

あと、3番目の関係なんですけれども、大変評価をするんですが、一方では、今回も指定管理者の新たな認定という形になるかと思えます。それに伴いまして、やはり指定管理の管理制度の問題につきましては一定の年限に区切られておりますので、非常に安定的な、将来的な担保が難しいという点もございます。そういった側面も今後は課題となってくると思えますので、ぜひ今までの蓄積を無駄にすることなく、以後発展させていけるように願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございませんか。西畑議員。

○6番（西畑春政君） 私も3つぐらいお聞きをしたいと思えます。

1つは、歳入の13ページに著作権収入ということで6万円がついておりますけれども、この内容をお聞きしたいと思います。

2つ目といたしましては、入館者数。これは、指定管理者をはじめ多くの関係者が鋭意努力されたということで、私も大変評価をするところでございますけれども、事務事業報告書の18ページにその内容、数字が載っているわけでございますけれども、この中のどの部分が増えてきたのかということがわかりましたらお聞きをしたいと思えます。

それと、毎年、行政視察の申し込みがあるというように書かれてございますけれども、この件数と視察の内容。どういう説明をされたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず最初に、著作権収入について御説明をいたします。これは、多摩六都科学館のプラネタリウムをリニューアルする際に五藤光学研究所が番組制作を行いました。その際につくった幼児番組が非常に質的に高いということから全国配信をしようということで、五藤光学を通じまして配信をしております。その結果、平成27年度には米沢市の児童会館、刈谷市夢と学びの科学体験館、伊勢原市立子ども科学館の3館におきまして、幼児番組「ペガロク ふるさとにかえる」という番組を上映していただくことになりました。この際に五藤光学との覚書を交わしておりまして、1館当たり2万円の著作権収入を組合に入れるということになっておりますので、6万円の著作権収入がございました。

続きまして、入館者の内訳になりますけれども、平成27年度の入館者数は過去最高になったわけですが、やはり一番多いのは個人客でございます。学校を含めた団体につきましては、ある一定の人数からそれほど大きく増えるということはありませんが、個人客

の増減が全体の増減に非常に大きくかかわっております。

特に平成27年度は大人の利用者が増えまして、成人の利用率が高まってきております。これは、指定管理者のほうで精力的に進めております秋のシニアキャンペーンといったものがとても効果をあらわしております、例年入館者が落ち込む9月、10月、11月といった時期にも、シニアキャンペーンなどを通じて個人利用者の底上げを行っております。現在、平日のプラネタリウムではそういった成人の方々の御利用が顕著になってきているというのが特徴的なものであるかなと考えております。

最後に、行政視察でございますが、これは年度によって件数が大きく変わります。最も多かったのはプラネタリウムをリニューアルした直後。これは指定管理者を導入した年でもございますので、平成24年度から翌年にかけてが行政視察が最も多かったと記憶しております。以降、26年度、27年度にかけては大体年間で3件から4件ぐらいの行政視察がございますが、そういった公式の視察以外にも、よその科学館から担当学芸員が見学に来ましたとか、あるいはこの指定管理者と交流のあるほかの館から見学、研修に来ましたといったような非公式の研修が多数ございます。こちらについては、私の見る限りでは月数件の見学があるかなというふうに見ております。

○議長（佐藤 徹君） 西畑議員。

○6番（西畑春政君） ありがとうございます。来館者数の増のことでございますけれども、個人の大人が増えたということでございます。本来の星のプラネタリウムの来館者数が増えているのか、この中ではどの数字でその部分が増えているのかということをお聞きしたいと思います。

この間、研修でプラネタリウムを見せてもらうということで見ていたら漫画でしたので、本来の星を見させてもらえるのかなと思ったら違ったんですけども、理解が間違っていたら訂正していただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうなのでしょう。本来のプラネタリウムに関してというところをお願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 私どものプラネタリウムの一番の売りは、解説員の生解説でございます。ギネスに登録された世界一の星空を見ながら、解説員がお客様の様子を見ながらお話ししていくというスタイルが大変御好評いただいております。プラネタリウムの一般番組と呼んでおりますが、これについては一定の支持がずっとされておりまして、特にリニューアル以降は、プラネタリウム番組としてほぼ満席の状況が土日などは続いているようなこ

とでございます。ただ、解説員の数もございますけれども、番組回数がそれほど増やせないということもあって、プラネタリウム自体はある一定の頭打ちのところ、それほど観覧者は増えておりません。

一方で、大型映像番組というのもやっております、これはリニューアルで導入した4Kプロジェクターによるドームいっぱい映像が広がるものでございますけれども、こちらのほうは幾つかのコンテンツをかけかえられますので、番組自体も変化がある。それから、お客様の多いときには投影回数を増やしたり、臨機応変に対応することができます。こういった関係で、現在ではどちらかというと大型映像の観覧者数が伸びているという状況でございます。

そのほかのプラネタリウムの学習投影は学校団体向けでございますが、やはり今、少子高齢化ということで子どもの数がだんだん減ってきていることもありまして、学校団体向けについてはプラネタリウム観覧者数の伸びというのはさほど見られておりません。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございませんか。斉藤議員。

○5番（斉藤 実君） 今年の夏休みに2回ほど孫を連れてきたんですけど、それこそ本当にすごい人で、先ほど白石議員が緊急時の電源とかをお聞きしましたけど、例えば地震とか火災が起きたときに、本当に小さい子から小学生、子どもだけで来ている子もいますから、それが避難するのが、何かあったときに大丈夫かなと正直心配がありました。当然、避難訓練なりは職員の方はやられていると思うんですけども、その辺がどうなっているのかまずお聞きをしたい。

2回来たんですけど、やはりお昼になると食堂が混むんですね。結構待つんですよ。20人ぐらい待っていますから、やっぱり子どもは遊びたいですから、もっと遊びたいみたいなので、じゃ少しずらしていこうとって1時過ぎに行くと、今度は物がなくなっている。売り切れが出ている。要望なんですけど、その辺はちょっと考えて、難しいこともあるけどうまくやっていただきたいなというのがあります。

もう1つは、先ほどから出ています入場料の関係ですね。来年は値上げはないということなんですけど、今、これだけお客さんも増えてきている。だからこそ今の時期に、将来的に入場料のあり方といいますか、果たして今のがいいのかどうなのか。これからいろんなリニューアルもしなきゃいけない。大規模改修もしなきゃいけない。お金がかかるのはもちろんありますし、各市の負担もこれ以上大幅に増やすことは多分できないだろうと思うんです。だからこそ、今のまだ上げなくて済む時期に、この議会もそうなんですけど、料金のあり方を、安け

れば安いほうがいいというのは当然あるんですけど、そもいかない部分もありますので、将来的な入場料のあり方、収入のあり方みたいなものをやはり議論すべきなのかなと思って
いるんですよね。ですから、将来的な入場料のあり方は、管理者の方たちとしてはどう考
えているのかお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、混雑時、繁忙期の安全管理でございますが、これは指定
管理者にも非常な危機感がございます、このごろお客さんが増える中で適正にやっていく
ためにはどうしたらいいかということ常日頃考えております。

御指摘のように、避難訓練は年2回、休館日を利用して全館一斉にやっております。これ
は実際に火災現場を想定しまして、お客様をどういうふうに避難誘導していくのが最も安全
かつ効率的であるかといったようなところを着眼点として実施をしております。この中で実
際にやってみますといろいろな課題が出てまいります。そういったものを例えば施設の改修
等にフィードバックさせて、より安全性の高い施設にしていきたいということで、組合、指
定管理者ともども取り組んでいるところでございます。

続きまして、カフェテリアの問題でございますが、こちらのほうも御指摘のとおり、混雑
時には大変お客様に御迷惑をおかけしております。これについてはどうにかしなければなら
ないという課題意識もございまして、次期指定管理者におきましては、運営事業者をかえて
新たな取り組みをしていきたいというようなことを聞いておりますので、この課題について
も新しい体制のもとで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、入館料の適正なあり方についての問題でございますが、やはり公共施設としての
適正な価格と、それから受益者負担ということをあわせて考えていく中で、最も納得性の高
い適正な料金にしていく必要があると思っております。現在の利用料金につきましては開館
以来のものでございますので、時代の変化などにも合わせて今後の方針を探ってまいりたい
と思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 齊藤議員。

○5番（齊藤 実君） 緊急時のことは、私が思うには地震と火災ではまた避難の仕方も違
いますし、これだけ大きな施設になると、例えば火災の場合だとどこから火が出たかによ
って誘導の仕方も当然違ってきますよね。広いと、その情報が職員の方にすぐ伝わるか
どうか。それに対して、どこにいた人がどっちに逃げればいいのかというのはいろい
ろな条件がありますから、年2回やればいいのかどうかというのもちょっとよくわかり
ませんし、例えば学

校だと一つの学校という意識があるから、先生の言うことをちゃんと聞いてそれなりに避難できる。でも、ここはいろんな子がいますから、ものすごく難しいなといつも思っているんですよ。そういう意味では、臨機応変な避難訓練ができるような形を常々考えていただければいいのかなというふうには思います。

それから、カフェテリアの件については、前にもちょっと言ったことがあるんですけど、やはりこの地域の特色ある内容の食事。例えば久留米の何とかうどん、小麦ですか。（「柳久保小麦」と呼ぶ者あり）うん。そういう、昔からの武蔵野うどんみたいなものとか、カフェテリアだけを目当てに来る大人がいてもいいのかなぐらいなものがありますので、もし変わるようでしたら、その辺も含めて内容を考えていただきたいと思います。

それから、入場料については、大体いつもせっぱ詰まってもう来年から上げなきゃいけないとか、これから上げなきゃいけないというときの説明が多分いつものパターンだと思うんですけど、こういう何でもないときに、じゃあ、普通の平場のところで入場料のあり方はどうしたらいいんだろうというのも1つの議会の議題にしてもいいのかなと思っていますので、それも含めて今後考えていただければいいと思います。全部要望で結構です。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。大林議員。

○10番（大林光昭君） では、質問させていただきます。

まず駐車場なんですけれども、駐車場の整備が終わって、利用が東側は始まっていますけれども、利用が増えているという状況は確認できるんですが、今、マックスで172でしたっけ。1日平均という形ではなかなか時間単位になったので見れないと思うんですけども、その混雑状況というか。というのは、南側を所有者様にお返しをするというところもありますので、当然来る方には増えてほしいわけですけども、その辺の利用状況についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど博物館相当施設にという話があって、これは私もとてもいいことだと思っています。その上で、そうなることによって多摩六都科学館がどういう科学館を目指していくのかとか、どのようにそれを活用していくかというお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目ですけども、利用者を増やしていくことは非常にいいことなんですけども、当然施設なので限界、キャパの問題がありますので、そういう意味では、先ほど著作権料ということでありましたけれども、コンテンツをもう少し増やしていったらどうかというような提案もさせていただいております。

あわせて、小学校入学の方に無料の券をお配りしていますが、そこがまだ30から35ぐらいというようなお話だったと思います。まだもっと多くの方に利用していただきたいと思ったときに、やっぱり待つだけではなくて、こちらからのアウトリーチの活動は非常に重要になってくると思っています。既にやっていただいていると思うので、どれぐらいの学校でどんなことをやっているのか。あるいは、学校以外の地域のいろんな団体があると思いますので、どのような団体にどれぐらいの回数そういった活動を行っているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。3点お願いします。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、駐車場につきまして1日の利用状況ですが、資料9をごらんいただけますでしょうか。こちらの下段に駐車場利用台数の表がございますが、下から3列目のところが1日平均になっております。こちらをごらんいただきますと、8月の309台を筆頭に、大体100台から180台ぐらいの間を動いているというのが見て取ることができます。

現在は、172台ございます東側の駐車場と120台ございます南側の駐車場を合わせて運用しておりますので、このような運営ができるということになっておりますが、平成29年度からは南側の120台分をお返ししますので、こちらの172台という中でどのような運営ができるかということについては、指定管理者といろいろ協議をしているところでございます。

その中では、やはり駐車場だけに頼ると非常にリスクが大きいということもございますので、はなバスが花小金井駅に延伸したということも追い風になっておりますが、先ほどの公共交通機関の拡充といったこともあわせて、お客様により一層公共交通機関の御利用を図っていただくような考え方をとっていくということも必要なのかなと考えております。

一方、御指摘のように利用料金を時間制にいたしましたので、駐車場を御利用なさる車の台数の回転率がどんどん上がっているということも報告されております。ですので、この辺の状況をもう少し分析しながら、適切な運営が図られるようにしてまいりたいと考えております。

続いて、博物館相当施設になって、この科学館をどのようにしていきたいかという点でございしますが、まず博物館相当施設ということになりますと登録博物館に準じた施設になりますので、博物館としての社会的責任の重みが増すのかなと思います。もちろん、現在も公共施設として市民の方々の御期待に沿えるような運営を考えておりますが、例えば市民の方々からのコレクションの寄贈というのが最近増えてきております。

その中に大変貴重なものもございまして、例えば先日御寄贈いただいたチョウの標本の中には、この地域ではもう捕れなくなって、東京の遺伝子を持ったチョウの標本としては非常に貴重であるということで、私どもがお預かりするだけではなくて、一部を東京大学の総合研究博物館のほうに納めさせていただいたという経緯もございまして。そういった中で、専門の研究機関との連携が非常に重要なことと思っております。

私どもの科学館は、あくまでも専門的な方向を目指すというよりは、やはりある一定の専門性を備える中で市民の方が気軽に御利用できる、そういう科学への入口というものを目指しておりますので、より深い高度な部分においては、東京周辺にございまして専門的機関と連携をとりながら補完をしてみたいというふうに考えております。

最後に、アウトリーチの状況でございますけれども、申しわけございませんが、指定管理者の平成27年度の事業報告書を以前配付させていただきました。これは7月の研修会のときに配付させていただいたものですが、アウトリーチ活動というのが32ページに出ております。こちらで見ますと、圏域の小・中学校に出向いて実験ショーを行っておりますが、合計で9校出ておまして、746人の参加者があったということでございまして。

そのほかに、西東京市立本町小学校では特別な協力事業を進めておまして、本町小学校との協力事業では約450人の参加者がございました。具体的に言いますと、本町小学校で行われましたサイエンスフェスティバルに出展をして参加させていただいたりしております。こういった学校行事の中に科学館のプログラムをアウトリーチして、その児童、保護者だけでなく、地域の方に楽しんでいただけるという非常にいいモデル例になっているかと思っておりますので、今後とも学校連携を進める中でアウトリーチ活動をより進めてまいりたいというふうに思っております。

このほかに、学校に科学館の資料を貸し出すということもやっております、河原の小石の貸し出し標本とか、関東ローム層の貸し出し標本といったものの貸し出しを行っております。あと、教員研修ですね。先生方への理科授業のスキルアップのための教員研修を毎年実施しております、先生方を通じて科学館の御利用をより広めていこうというような試みも毎年続けております。このような活動の中で学校連携を今後もより充実させていきたいという考えでおります。

○議長（佐藤 徹君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。まず駐車場なんですけれども、当然圏域外の方もたくさん来ていただこうと思うと、車の量はどうしても増えるかなと思っております。ど

れぐらい入るかということもありますし、私も非常に気になるのは、何より入り切らなくなってきた場合に、常日頃この館の運営に御協力をいただいている近隣の方々に混雑という形で御迷惑がかかってしまうということもやっぱり避けなきゃいけないかなと思っております。

ですので、公共交通をお勧めするというのもそうですし、時間制の中でうまくどう回していくかということもそうですけれども、よくよく今後、利用者は増やしていただきたいんですけれども、一方でそういったことも課題としては検討いただいて、近隣として気持ちよく協力ができるような体制をつくっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、いわゆる類似から相当という形のお話ですけれども、これもまさに信頼が増すというところがあるなとも私も思っています。それは、寄附もそうですし、あと貸し出し、借り受けもそうだと思います。やっぱりせっかくある施設ですので、地域の子どもたちによりいいものを見せてあげたいと思っておりますので、そういった専門機関との連携を受け入れるだけの体制も含めてぜひやっていただきたいなと思います。

最後なんですけれども、9校でやっていただいているということで、まだまだやれる余地があるかなと思っています。圏域の小学校、中学校を合わせるとかなりの数があると思うんですけれども、どういう課題があるのか。あと学校以外にも、子育ての団体で西東京市内でもいろんなフェスティバルといった催しをやっている方がいらっしゃいます。そういったところへのアプローチをどういうふうにかけておられるのか。

アウトリーチ活動でさらに実験とかという御答弁をいただきましたけれども、そういったプログラムを既に持っていて、それを持っていくのか。あるいは来たときに、じゃあ、どうしましょうかという相談をしているのか。やり方を少しお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 圏域へのアウトリーチ活動は現在、概ね年間10校ぐらいを目安に実施しておりますが、現在の指定管理者の職員体制ですと、なかなか急激に増やすことは難しいかと思っております。ただ、圏域に出ていくという活動の重要性は、組合もそうですが、やはり指定管理者も非常に重視しておりますので、今後できるだけ増やしていきたい、そういう機会をつくっていききたいと思います。

圏域で行われているフェスティバル等への参加ですが、例年ですと清瀬市さんの市民まつりには必ず出展をさせていただいております。また、そのほかの機会にも科学館のプログラムの御要望があれば、なるべく出ていくようにということで調整を図っております。そうい

った中で、この間は逆に、ママフェスタということで小平市の青年会議所さんがやられている事業をこちらのほうで実施することができましたので、圏域に出ていく事業とこちらの科学館に来ていただく事業を効率よく組み合わせて、地域へのアウトリーチをより充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 徹君） 大林議員。

○10番（大林光昭君） ありがとうございます。もちろん人数の中でやらなきゃいけないということで当然限界はあると思うんですけども、より多くのところを、それが恐らく子どもたちが、無料券をもらっても来ない人たちがいっぱいいるわけですよ、そういう人たちが来るきっかけにもつながっていくのかなと思うので、そこはぜひ力を入れてやっていただきたいと思っています。

私も、ある地域の方から「科学についての実験的なことをやりたいんだけど」という御相談をいただいて、多摩六都科学館に御協力をいただいたわけですけども、すごく時間がかかってしまうのと、出てくるものが、こちら側としてどんなことができるのかが全く想像がつかないというのがあるんです。なので、幾つかプログラムというか、多摩六都科学館は地域の皆さんのためにこんなことができますよというようなものをつくっていただいて、そういうものを地域に配布していくことで、地域の方がこんなことができるならぜひお願いしようかといったことも考えられるんじゃないかなと思います。

ですから、そういったことも今後ぜひ検討していただきたい。たくさん来た場合にどうするんだとか、いろいろあるとは思いますが、そういったことも含めて、ぜひ地域の皆さんが多摩六都科学館と協力してこんなことが子どもたちのためにできるよねというような、せっかくアウトリーチ活動をやっていただいておりますので、そんな見えるものもぜひ検討をいただければということをお願いして、終わります。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。村山議員。

○3番（村山淳子君） アウトリーチのことはちょうど私も伺ったかったので、今の件で大体わかりました。

それで、科学館にやっぱり興味を持っていただくということで無料券のお話がちょうどあったんですけども、入学のときだと、お祝いというのではいいと思うんですけども、受け取るタイミングとして、例えば卒園のときに差し上げることで、春休みの期間に親御さんとかお友達でどこかに行こうというのが結構子育て中のお母さん方はあると思うので、そういう渡すタイミングを変えてみるというのも一つの手ではないかなと。やっぱりここに足を運

んでいただいて初めて、科学館ってこんなに楽しいものなんだねということで、小学生になって科学大好きというお子さんに育つのではないかなというのもあるので、これは質問というよりも意見として述べさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

朝木議員。

○4番（朝木直子君） 多摩六都科学館組合の一般会計の決算につきまして、私は以下の理由により不認定の立場とさせていただきます。

今、いろいろと質問がございまして、入館者の増、入館者が今までで一番多いということも含めまして、運営につきましては評価させていただくところであります。それから、決算につきましても適正に執行されているというふうに認識をしておりますが、議会費についてだけ私としては同意ができませんので、不認定とさせていただくわけであります。

1点目として、まず組合議会の議員の報酬を支給すること自体が議員報酬の二重支給ではないかということ。2番目として、原則年2回の会議であるにもかかわらず、組合議会の議員へ月額で報酬が支給されていること。それから、公金を使って議会が視察を行うことの必要についても私は疑義を持っております。

ということで、議会費の決算につきましては同意ができませんという理由で、27年度決算につきましては不認定の立場とさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤 徹君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「平成27年度多摩六都科学館組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第11「議案第14号 平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第14号「平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,399万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,926万5,000円とするものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 宮寺勝美さん。

○事務局長（宮寺勝美君） 議案第14号「平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」について、補足して御説明させていただきます。

補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,399万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億6,926万5,000円とするものでございます。

内容は、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお願いします。歳入でございますが、第5款繰入金は、財政調整基金繰入金を財源調整のため319万7,000円を減額し、第6款繰越金は、前年度繰越金として689万8,000円を増額し、第7款諸収入につきましては、雑入に指定管理者利用料金還元金として1,029万8,000円を増額するものでございます。

還元金につきましては、平成27年度の協定書によりまして、利用料金収入が1億円を超えたとき、その超えた部分の30%を組合に納付することになっているものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1,399万9,000円を増額するもので、内訳は、一般管理事務費、第25節積立金につきましては、前年度の決算剰余金、利用料金還元金などを財政調整基金、施設整備基金へそれぞれ370万円と1,029万9,000円を積み立てるものでございます。

平成28年度一般会計補正予算（第1号）についての説明は以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号「平成28年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 徹君） 日程第12「議案第15号 多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第15号「多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、指定管理者に株式会社乃村工藝社を指定するものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） 続いて、補足説明を求めます。事務局次長 神田正彦さん。

○事務局次長（神田正彦君） それでは、議案第15号「多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について」、補足説明をいたします。

本議案につきましては、多摩六都科学館の次期指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料7の多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定審査報告書をごらんください。平成29年4月からの第2期指定管理者候補者については、公募により募集を行いました。プロポーザル方式で指定管理者候補者を選定したもの

でございます。

選定に当たっては、外部有識者と行政関係者から成る選定委員会を設置し、審査をいたしました。

1の「選定委員」ですが、6名の委員から成っております。柴田委員長から杉浦委員までの5名は、組合の附属機関として指定管理者業務の外部評価に当たっております多摩六都科学館組合事業評価委員会の委員となります。また、構成市の行政関係者として、西東京市の企画政策課長にも加わっていただいております。これによりまして、当科学館の運営実態に即した適切な評価ができることと、選定時の提案内容と実際の運営状況を的確に検証できることが期待されます。

2の「対象施設及び指定期間」ですが、科学館と駐車場の両施設の管理運営となります。なお、現在、借地で運用している科学館南側の駐車場は今年度までの契約とし、次年度からは東側の新設駐車場のみとなります。

指定期間は、平成29年4月から7年間とします。7年間とした理由は、業務の専門性と継続性を図ること、地域における信頼と人脈の形成の重要性を考慮したこと、そして、中期的な見通しに基づく運営の効率化を図ることなどが挙げられます。

3、「指定管理者候補者」は、株式会社乃村工藝社となります。

4、「選定経過」ですが、条例に基づき公募を行い、5月から約2カ月間募集を行いました。この間、現地説明会を開催し、8団体が参加いたしましたが、応募があったのは乃村工藝社の1者のみでした。

選定委員会は、5月と8月の2回開催しており、8月の第2回委員会で第1次審査と第2次審査を実施し、指定管理者候補者を選定いたしました。

5の「選定方法」ですが、書類審査による第1次審査と、応募者のプレゼンテーションと委員からのヒアリングによる第2次審査を行い、それぞれ基準に基づき委員が採点をいたしました。今回は応募が1者でしたので、通常点数により順位をつけるところを、内容が一定の水準に達しているか、特に不適格な事項がないかといった点にポイントを置いて審査をいたしました。なお、応募団体の財務状況の評価に当たっては、多摩六都科学館組合監査委員の高木税理士の御意見を参考にさせていただきました。

6、「選定理由」では、現指定管理者として年間20万人以上の高い集客実績を上げていることや、地域連携を精力的に展開して多摩六都圏域に根差した運営を図っていること、そして、今後さらに地域コミュニティの核となることを目標にしており、地域の生涯学習拠点と

しての期待がより一層高まることなどが特に挙げられております。

3ページをごらんください。7の「審査結果」ですが、第1次審査、第2次審査とも配点の85%前後となっており、十分に水準を満たしているものとなっております。

なお、4ページと5ページには採点結果の一覧表を掲載しておりますので、あわせて御参照願います。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 徹君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は。朝木議員。

○4番（朝木直子君） 1点だけ。指定管理者の公募を行ったけれども、現在管理をお願いしている乃村工芸社さんだけだったということですが、できれば本当はもう少し競争性が確保された形で指定がされればよかったのかなとも思うわけでありましてけれども、1者しか応募がなかったということについてどのように分析されていらっしゃるのかについてお伺いいたします。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） まず、乃村工芸社の現在上げている実績が非常に高いということで、これを上回る実績見込みが立たないと応募できないというのが非常に大きな壁になったというか、ハードルになったのかなと考えています。また、私どもとしては極力公平に競争性を保っていきたいと考えておりましたが、もう少し告知PRの期間を長くするなど、今後改善すべき点もあったかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤 徹君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） 選定委員の意見等はどのようなものがございましたでしょうか。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 概ねこの報告書にございますようなところに集約されておりますが、具体的な御意見といたしましては、収益面で利用料金の還元金が非常に重要なことであるという御意見がありました。なかなか科学館で収益を上げている、還元金が出ているというところはほかにないので、これは非常に重要じゃないかということがございます。

それから、今回、応募者側は選定基準から発注者側の意図を読み取るということが非常にあるので、今回私どもは地域に根差した運営をものすごく強調しました。ですので、多摩六都地域のことを知らないと、逆に応募をしてもなかなか難しいのかなということがあったの

ではないか。この点、乃村工藝社は積極的に地域の団体と交流を図っているという点で、やはり他者に比べて優位であったかということはありません。

そのほかは、手続的な問題として、反社会的勢力等の団体などの申し込みがないようきちんとしてくださいといったような御要望なども委員からいただいております。

○議長（佐藤 徹君） 朝木議員。

○4番（朝木直子君） ありがとうございます。以上です。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。大林議員。

○10番（大林光昭君） 今、理由はお聞きをしましたのでわかりました。当然提案をするということになれば経費もかかりますし、ある意味では手の内を見せるということにもなると思いますので、なかなか見込みが立たない中で出してこないんだろうなということは理解できるんですけども、8団体が説明会には参加をされたということですので、参考までに、企業名とかは要らないんですけども、どういった事業者さんが聞きに来られたのかということだけ教えていただいてもよろしいですか。

○議長（佐藤 徹君） 神田事務局次長。

○事務局次長（神田正彦君） 8団体のうち、過半数は以前ここの仕事にかかわっていた団体でございます。例えば以前、委託業務でさまざまな現場の事業を運営していただいておりますが、そういった事業者さんが半分以上ということ。まるっきり新規の事業者さんもございましたが、一般的にいろいろなところで指定管理者をやられている団体で、この圏域の中でも指定管理者で指定を受けている団体の方も見えておりました。

○議長（佐藤 徹君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 徹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号「多摩六都科学館及び多摩六都科学館駐車場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤 徹君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、組合議会議員の皆様方には大変お忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の議案第9号から第15号まで議決をいただきまして、ありがとうございます。

長年懸案であった新しい駐車場の整備も完了し、幸いにも入館者数は過去最高を更新しております。指定管理者による科学館の運営も順調に行われており、これに気を緩めることなく、指定管理者ともどもこれからも科学館の運営に努めてまいりたいと考えております。組合議員の皆様方、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（佐藤 徹君） これをもちまして、平成28年第2回多摩六都科学館組合議会定例会を閉会いたします。

午後0時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 佐藤 徹

多摩六都科学館組合議会副議長 村山 淳子

多摩六都科学館組合議会議員 小林 たつや

多摩六都科学館組合議会議員 日向 美砂子

多摩六都科学館
組合議会会議録

平成28年 12月発行

編集兼
発行者 多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982
内 (223)